

日本植民地下台湾における少年犯罪に関する研究

山田美香

はじめに

本論文は、日本植民地下台湾において日本人がどのように台湾の少年犯罪を理解していたのかを検証するものである。昭和15年から18年、植民地においてどのような皇国教育と青少年の不良化防止活動が展開されたのか、植民地統治下の公教育からもれた台湾の子どもたちがどのような少年期を過ごしたのか、総督府を頂点とする日本人官僚、保護団体、婦人会の台湾人少年への理解を述べる。

『台湾司法保護』は、犯罪少年・犯罪者の保護活動に従事する関係者・保護委員を対象とした雑誌であり、台湾総督府の刊行によるものである。そのため、犯罪者がどうして犯行に走ったのか、これら背景を綿密に洗い出し、世間の目の冷たさから再犯に走る状況を是正するよう呼びかける啓蒙雑誌である。しかし戦争色が濃くなると、人材確保のために犯罪者の更生が叫ばれるようになり、保護活動の趣旨がそれまでとは一線を画すようになる。本論文では昭和15-18年の状況を述べるが、それまで地道に蓄積されてきた保護活動に関する経験、理論がすべて「お国の為に」という言葉に集約されるようになっていく。

では、どのような人物がどのような経緯で犯罪を犯したのか、その具体例を見てみよう。「鳳山の片田舎の豪農に生まれたのが彼である。二つにして彼の母は不図した病が因となり遂に幼い彼を残し、不帰の客となつた。父は後妻を迎へて男の子一人をもうけた。加へて父はまもなく病魔に襲はれ、忽然として世を去つた。いたいけな少年は公学校の教育のみで社会に送り出されねばならなかつた。彼は継母から邪魔な存在にしか思はれなかつた。叔父が仲に入り遺産相続と云つて少しばかりの金をわけて貰つた。十八歳の春、孤独の彼に遊び友が魅惑的存在になり、青春の血たぎたる彼は酒色を追ふた。大都会に憧れた彼等は高雄に出ることは出たが、何が彼等を待つてゐただらう。彼を容れる余地はなく、職工があり余つてゐる上に彼の腕は未熟といふので、どの洋服店からも断られた。さりとて叔父には給料も渡さないできたのだから今更帰る勇氣も出なかつた。第一線に立つて専門に窃盗を働いたのだ。懲役三年、厳肅な宣告の前に彼は我が罪におののいた。その刑期を終へて出獄したのが彼が二十二の年だつた」¹⁾。

1 非行の原因

・台湾本島人の少年

『台湾司法保護』には、総督府を頂点とする日本人官僚、保護団体、婦人会、関係者の台湾人

少年への理解、感想が何度か掲載されている。少年が非行に走る前段階として、買喰、飲酒、喫煙が指摘され、本島人に対して、あまり盗みを反省していない、罪悪感がないという認識を共有していた。

総督府法務局行刑課長稲田喜代治（昭和18年法務部長）は、「今でも本島では、一部の社会には盗みをするを大した悪いことだと思つてゐない様な人々もあるやうです。高等法院検察局東方通訳の警察時報に紹介されたところによると、盗みをするを唱つた子守唄が今でも唱はれてゐるとのことですが先づかう云ふ方面の改善も少年不良化防止の爲めには必要なことと考へるのであります」と理解していた⁴⁾。

同様の意見は、台南州聯合保護会主催の座談会の安平区長の説明にもみられる。「搔浚の精神を正さねばならないと思ひます。私の工場では、石炭の燃へかすを庭に積んでおくと、本島人の子供達は袋を持って来て、其の燃へかすの石炭の中より未だ燃へてゐない石炭を拾ひ集めて歸る、私達の顔でもみるとすぐ逃げる、即ち悪い事は知つてゐるのである、一寸追ふまねでもすれば、悲鳴をあげて逃げる、彼等は全く盗みに来てゐるといふことは知つてゐるのである、家庭でも親は是を奨めてゐるのではなからうかと思ひます。」⁵⁾。

ここからは、本島人＝罪の罪悪感がない、だからこそ厳しい監督、指導をという構図がみられる。このような本島人観に、大陸に対する偏見も入り混じった視点が再投影されていく。新町区長は、「私も十年前支那に行つてみましたが、大谷光端氏も話されてゐますが、支那人は他人より物を貰ふことを非常に恥ぢる、而して人の居ない時には物を盗んでゆく、外面を飾り蔭で悪事をなすのが支那の國民性であると思ひます。民族の陶冶は教育にあると思ひます。一時的に罰しても、根本的に作りなほす事は出来ないと思ふ、以前讀んだ、夏目漱石の書中に或る所に不良兒あり、どの様にしてみても不良を改めない、如何にすべきかを或る指導者に尋ねると某人曰く、『そんな事はなんでもない、温い情で強く打て、而もうつ手は温い手でなければならぬ』と言つたとの話を思ひ出します。先づ不良少年の言葉が悪い、囚人を受刑者、監獄を刑務所とかへた様に、不良者に對する何か変るべき良き言葉があれば、自覺的になほる人もあるのではなからうか、名前は言ひかねますが、臺南市でも不良少年ばかり使つて非常に成功した人もあります。熱をもつて涙のあるこらしめ理智的指導を願ふものであります」⁶⁾。

一部の犯罪少年の話から「民族の陶冶」という話に移り変わり、「一時的に罰しても根本的に作り直すことはできないと思う」と言う。その上で表面的に囚人＝受益者、監獄＝刑務所と言う名称の変更が配慮ある変更だと評価し、最後には「涙のあるこらしめ」「理智的指導」という相矛盾する言葉で情熱的に締め括られている。

・買喰と少年犯罪

しかし少年の心性はどこもこんなものであるという単純明快な刑務所長の次のような意見もある。「不良を教育に依り導く事の必要は勿論ですが、私の体験より言へば、犯罪の原因は買喰の

習慣が一番多いと思ひます。私が少年刑務所ををつた時調査してみたこともあるのですが、殆どが買喰が原因をなしてゐる、買喰の悪習を防止することが出来れば、或る程度の犯罪を防止する事が出来ると思ひます。買喰から簡軍な遊興へと走る様です⁷⁾。

新竹の警察署長である川野も、不良化の原因は買喰の習慣にあるとしている。「不良性を帯びて来る原因は家庭の欠陥に基づくものが多い様であります。即ち本島人の習慣として實子があり乍ら養子を貰ひ、其の次に又本島の悪い習慣として子供に小使銭を持たせる事も非常にいけません。よその子が金を貰って買喰するのを見て、金を持たせられない貧困家庭の子供等がたまらなくなり、買喰の金を造り出す為めに悪い事をすると思ふものが非常に多い様であります⁸⁾。

家庭のしつけ、内地の金銭感覚と異なる本島人のあり方に、戦時下生活物資が不足しつつある状況もあり、批判が繰り返される。

・少年犯罪の状況

当時台湾の犯罪少年は、警察に何度か逮捕されその後はじめて少年刑務所に收容される者、初犯で收容される者、何度も警察に捕まりながら逮捕に至らない者がいた。その統計の取り方、当該地の警察の対応がまちまちであったためあいまいな処理がなされていた。

大槻刑務所長は、「少年犯罪が増加の傾向にあることは實になげかわしいことと言はねばなりません、其の十四年度分は私の新竹ををつた時つくつた統計であります、二七六名の受刑者中第一回の犯罪で刑務所にひかれて来た者は僅か五十名残餘は何回となく警察あたりで説諭され如何にしても仕様がなとて刑を受けるに至った者が一三七名だったと記憶してをります、甚だしいのになると十数回の犯罪をなして初めて刑務所に入所した者もあります、これによつてみましても少年なる故に何とかして諭して欠点を正し良く導いてやりたいそして止むを得ない者のみを刑務所に入所させてる事が伺はれるのであります、今少年受刑者の数より判断してみますと、全島には四千の不良者がをると言へると思ひます」と述べている¹⁴⁾。

それでは当時の不良少年の定義はどのようなものだったろうか。不良少年の定義は、新竹地方法院判官・陳明清の言葉を借りれば「(一) 既に犯罪をなした者、(二) 犯罪する虞のある者、(三) 性質の悪い者」の三つの場合を総称している。陳は、「警察や法院で取扱ふものは第一の場合の者のみに過ぎませんので、第二、第三の場合の部類に属する者を何とかして、早期に発見して速かに適切なる対策を講ずることが少年犯罪の防止上是非必要である」と述べている¹⁵⁾。台南市宇都宮署司法主任は、「当時不良少年と呼ばれた者に厳密な定義はないが、警察方面で不良として取り扱ふ者は、搔浚、萬引、掏摸などやつて派出所の巡查の眼にとまり調査してみても数回の犯罪をなしておれば不良者にいれます」と説明している¹⁶⁾。

当時台湾には、刑務所である新竹少年刑務所以外に、一部の感化院以外に少年矯正施設はなく、犯罪少年は警察に何度か逮捕されると、その時の状況に応じて無罪放免か、刑務所送致となった。内地では一部存在した少年審判所もなかった。

法務局行刑課長稲田喜代治は、「近頃本島に於きましても青少年不良化の一つの原因となります飲酒、喫煙を防止するため未成年者禁酒法、未成年者禁煙法等を施行し、目下その法律の遵守週間中で色々行事が行はれてゐますが一方四月一日から小公学校を国民学校と改め、或は各地に於て青少年の訓練を行ふ等色々青少年の保健、教養、訓練の方法を講じられて居るのでありますけれども、不良青少年或は犯罪青少年の教化善導或は矯正訓練を為す設備は必ずしも充分であるとは申せないものでありまして僅かに松山の成徳学院が公の設備として不良少年の教養をなして居ると、犯罪青少年に対しては新竹少年刑務所に於て特殊な行刑を行つて居ります外に、島内に二百三十五の司法保護団体がありまして二千数百名の司法保護委員の方々が日夜一般刑余者の保護善導をなすと共に犯罪者の保護矯正のために涙ぐましい努力を払つてゐるのであります。青少年の犯罪数は減ずるところか却て増加して居るのであります」と述べている¹⁷⁾。

そのため、保護活動が、刑務所に送致されない不良少年のさらなる不良化を食い止めるため重要な役割を担っていた。実施されていなかった少年法の「精神」を尊重し、内地と連携して少年保護活動が展開されていた。

「本島に於きましてはまだ少年法の実施に至つてはあませんが、其の精神を汲んで少年犯の処理を致して居りますので、内地と呼応して昭和十三年よりこの意義深い記念日を以て全島一斉に少年保護の精神昂揚に努めて来たのでありまして、本日はその第四回目の記念日を迎へた訳であります¹⁸⁾。

(表1) 保護少年の状況一覧

単位：名

年齢	昭和13年末	昭和14年末	昭和15年末	昭和16年3月
9	1	1	0	0
10	3	3	11	11
11	11	11	10	10
12	17	14	16	11
13	24	19	17	15
14	37	30	28	30
15	37	35	38	38
16	29	27	20	23
17	14	11	2	2
18	14	12	0	0
19	4	2	0	0

出典：台湾司法保護事業聯盟『台湾司法保護』第75号、昭和16年4月、p. 16。

(表2) 保護少年の状況一覧

単位：名

	昭和13年末	昭和14年末	昭和15年末	昭和16年3月
内地人	0	0	1	1
福建人	172	153	131	129
広東人	10	5	4	4
支那人	9	7	6	6

出典：台湾司法保護事業聯盟『台湾司法保護』第75号、昭和16年4月、p. 16。

表1、2からは14-16歳、福建人の少年犯が多いことが分かる。

これらの不良少年は当該警察署の視察表などのファイルに名前など情報が記されていた。例えば各地域の管轄機関では、これら不良少年のデータの収集も行われていた。各地域の不良グループは数量化されていたものの、目立った不良少年グループがなく、数単位で行動する者が多かった。

また警察は、都市に多い少年浮浪者の取締りを強化している。「不良無頼の跋扈は本島住民の皇民化促進に支障来すこと甚大にして、殊に犯罪は無職浮浪より起ることに鑑み、之等不良無頼の撲滅は本島治安の基礎を固くし、明朗大稲埕の実現を計るべく青少年殊に保護少年の指導取締方法に留意せられた榊原前北署長は、当署管内取締圏内にある浮浪戒告者、無頼漢及保護少年等に対し、時局に対する正当なる認識を新にし、自戒自肅の念を惹起せしめ以て取締の徹底を期するべく、昭和十五年六月二十一日及十二月十九日の二回に涉り之等不良青少年を召集し、改悛の情顕著にして視察の要なきもの五十二名に対しそれぞれ勤行証を附与する等、懇々と慈愛深き訓戒を与えられ、一面防犯専務員に於ては、之等少年の家庭と密接な連絡のもとに厳格なる取締」をした¹⁹⁾。

新竹法院検察官・中島大智は、「少年審判所の在る地方とか、又特に確かりした保護団体や教化団体のある所ではいいのですが、そのない所では猶豫に附する際内地でも大変困りましたね。一体少年犯罪者の多くは先にもお話しが出ました通り家庭が悪いのですから、その家庭に歸したら大変だと思はれる場合は、止むを得ませんから何処かに就職口を見付けて、小僧奉公にでもやる様にして居りました」と述べている²⁰⁾。

このような状況に対して、地元警察では、自転車置き場の管理などを小遣い銭を与えて、不良化を食い止めるという配慮をしていた。

「不良を働いてゐた三十名程の者に警察より月に二十圓程はらって、自転車置場の番などさせて今案外良い成績を収めてゐます²¹⁾」。

しかし激増する不良少年すべてにこのような機会を提供することは不可能であり、「今の処警察ではそれまで到底手がとどかない」状況であった²²⁾。

・少年犯罪の原因

当時、先天的な能力、発達の問題に加え、社会における成人文化の悪影響が少年犯罪の要因だとされていた。

「遺伝がもとで反社会的生活をなすに至るものは、多く智能の低格者であり、性格の異常者である。天才・準天才・最上智・上智・正常・劣等・低能・精神薄弱の七つに分類してゐるが、そのうち上智以上のものを智能優秀者といひ、劣等以下のものを智能低格者といつてゐるのである。彼らは普通人に於けるが如き判断能力がないから、不知不識に誤つた判断を下し、それが誤りであることに気づかず、思ふままを実行するから勢ひ不良視せられるにいたるのである。尤も智能

低格度の著しい者は、世間で馬鹿者扱ひにされ、お人よしといはれる通り一般に行為能力を欠く場合が多いからかうした部類の子女は多く小公学校卒業又は中途退学者であつて、よし中等学校に進んだとしても、その課程を習得するだけの頭の働がなく、その重荷にたへかねて、学業を忌避するとか、中途退学をなすに至るものである²³⁾。

ここから、台北教護聯盟主事・東八郎は、「この意味から小公学校時代から頭腦の鈍いものに、無理やりに中等教育を受けしめやうとする如きは、却つて本人を不良化する誘因とさへなるのである」と述べている²⁴⁾。

思春期にある少年に対する理解は、当時の教育学、発達心理学の成果が反映されていた。少年には成人による監督が必要であり、それは少年が本能的で、怠惰で、空想に耽り、活動的な存在であるためであった。そのため少年が関心を持つような娯楽施設に少年が入場する事を禁止するなどした。

「見よ、日々の新聞紙にはあらゆる社会の裏面が描き出され、月々の雑誌には臆面もなく淫蕩な記事が暴露されてゐる。数多の映画館には道徳を超越した多くのストーリーが銀幕の上に映し出され、街々辻々に並んだカフェー、喫茶店からは、ひつきりなしにジャズが客を呼んでゐる。物価の昂騰、物資の窮乏に、日々生活にあへいでゐるもののある反面には、殷賑の波に乗り、闇取引に不当利得をせしめて世を睥睨せるものもある²⁵⁾。

「色欲と食欲が思春期に於ける少年の最も強い本能である。従つて此の期の少年が急激に芽生へ来れる色欲を満さしめ得べき場所の出入を希求し、又小児期に於ける単純なる食物より次第に其の複雑性を増し、或は美味を欲し、変化を求むる結果、酒色関係及び買喰が多数の犯因となり、又此の期の少年は特に社交性及び模倣性に富み、何となく人の多く集まる所に出入りして他人と行動を共にし或は其の真似をしたがる傾向強く、随つて娯楽、虚栄、誘惑、賭博、浮浪等による犯罪の多きことも肯かれるのである²⁶⁾。

「懶惰に付けても単なる労働嫌忌に非ずして、徒らなる空想に耽りつつ安易な娯楽、享樂を求め或は都会を憧れつつ遊惰に陥るのである。又犯罪少年は撞球に殊の外興味を持ち、之に耽りしことある者実に全体の六十五%に上り、撞球場は直接間接少年犯罪の温床となり居れり²⁷⁾。

・少年犯罪防止の方策

台北教護聯盟主事・東八郎は、「かくて吾々は世の子女に対し強かれと教へ、心を剛く持つて正しく事象を判断し、勇敢に邁進せよと教へ、確乎不拔の信念に向つて一途に邁進する生活態度を養へと教へなければならぬ。嘗つて東京少年審判所で取扱つた二万あまりの保護少年の不良行為の原因調査を見ると、出来心、虚栄、憤怒、怨恨、放縦、怠惰、利欲、習癖、性欲等主として本人の意志の弱さから来たものが、その約六割で、家庭の欠陥、貧困、無監督、浮浪、誘惑、遊蕩、娯楽、交友不良等不良の環境から来たものが約四割で、精神欠陥、身体欠陥、遺伝等の生来的遺传的なものは僅かに一%強にしか当たつてゐない結果になつてゐる、即ちその主要なる原因

は意志の弱さにあり、そのまた四割即ち全体の四分の一が出来心といふ意志活動の放心状態から惹き起こされた不良行為になつてゐる」と述べ、自らを厳しく律することの必要性を述べている²⁸⁾。

それゆえ、飲食店、娯楽施設などへの入店を禁止することに加え、結婚年齢を早め生活の安定を図る努力をさせ、地域で集団行事を行うことが強調されている。当時台湾でも都市文化は地方出身者を含めて多くの若者の憧れの的であり、地方から都会に流れ犯罪に手を染める者は後を立たなかった。そのため地域による監督を強化し、地域に少年の居場所を確保するという対策であった。さらに社会教育の一環として、宗教教育、道徳教育を進めるべきだという内地の少年審判官・前田偉男の意見もあった。

「いかがはしき喫茶店、料理屋、淫売窟等は勿論其の他社会の頹廢的な凡ゆるものに対して徹底的取締を為し、又未成年者に対する禁酒法令による飲酒の取締徹底、盛場に於ける露天飲食店の肅正、撞球場其の他射的的遊技場に未成年者の出入禁止等の途を講ずると共に、一面に於ては司法保護団体、教化団体、社会事業団体其の他地方の指導的地位に在る者は速かに不良少年の発見に努めて、警察官署や、家庭、雇用主と緊密なる連絡の下に積極的に之が保護指導を為し、又聘金制度廃止其の他婚姻に関する陋習を打破して貧困家庭の男子にも早婚を容易ならしむる方途を講じて結婚に依り不良化を防止し、或は健全娯楽の普及や体育施設の拡充に依り情操の陶冶活力の培養を図り、又地方別に質実剛健なる気風を養ふべき種々の施設、集団的行事を為すこと等が少年の不良化及び犯罪の防止上必要と思はれる。次に畜に少年のみならず本島民衆全体に対し社会教育の徹底、正しき宗教教育の普及等に依り品性の高揚、徳性の涵養を図り、殊に卑しき買喰の習慣を絶対に改めしむることも少年犯罪の防止上大なる課題ではあるまいか」²⁹⁾。

・地域社会の活用

台湾では独自の保護制度のもとに日本型地域社会の形成が強化され、この組織を保護活動に生かすよう提案された。

「本島に於ても保甲或は家庭班等が段々強化され組織されて居るやうであります但其の組織をこの方面にも活用させ自分の子供ばかりでなくお互ひの組、家庭班からは犯罪者はもとより不良青少年をも出さぬ、万一不良化し或は罪を犯す者があつてもこれは各組員全体の責任だと考へて飽くまでもその間違つた者に対し真心と温い懐とをもつてこれに対処し、正しい道に導きかへし一人の落伍者をも出さぬやう協力して頂きたいと思ひます」³⁰⁾。

犯罪防止には、内地同様、「地域で少年の不良化を防止するという対応」―「台湾の非行少年の減少」―「戦時下の少年の育成」という視点で防止策が考えられていた。そのほか、戦時期が長期に渉り、戦時下にあるという台湾人の意識が低いため、不良化が進むという声もあった。

「『こんなことは誰でもすることだ』『世間にはそんなことをする者はざらにある。敢て自分だけが間違ふのではない』と油断するところにも不良化の岐路がある。映画館には大勢の少年少女

が入館してゐる。誰でも入つてゐる。自分だけではない。喫茶店には誰でも出入りしてゐる。自分だけではない。煙草をふかすのも、遅刻するのも、カンニングするのも、玉突をするのも皆さうである。この誰でもといふ内容を探つて見ると、多くは自分と相似たる気の弱い、だらしのない、見込のない徒輩を指すのであつて、将来国家を背負つて立つやうな大丈夫ではないのである」³¹⁾。

・不良少年への注意事項

昨今の不良少年に対する注意と変わらない事項が指摘されている。保護者、学校、関係者は次のような少年の変化から少年の行動を見守る必要があるとしている。「不良化の傾向として一般に考へられて居る事を御参考に申述べて見ますと

- 一、身装の異常（だらしない、派手好み、妙な恰好のズボン、帽子のかぶり方）
- 二、外出、帰宅時間の不規則
- 三、所持品の異常（妙な写真、予想外の現金、手紙、ボクシング等の喧嘩道具）
- 四、保護者に対する態度の変化（動作の粗暴、反抗的嘘言、落付のない）
- 五、娯楽、趣味の異常（マージャン、活動を好む、玉突等子供らしくない遊び）
- 六、交友関係の異常（友人の出入頻繁、呼出の合図）
- 七、学校、職業に対する異常（無断欠、遅刻、早退、給料、勤務の不平）
- 八、家庭生活に対する異常（急に家族と折合悪くアパート下宿生活を憧れ）
- 九、小遣銭に対する異常（金遣ひ荒く、無断使用、無断持出、入質）
- 十、心身の異常（急に悲観し厭世的、浮浪癖）

かうした兆候があれば各家庭では学校などと連絡をとつて注意して頂きたいと思ひます。とにかく子供を導く上に於ては愛と情が必要で、仮令一時不良化し或は何かのはずみで罪を犯しても真心と温かい懐とをもつて適当に導くことが必要で、余りやかましく厳格に叱りつづけることも考へものですが、小さなことでも前に申しました様な不良の傾向に対しては『これ位のことは』とか『どの子供にも有勝ちなことだから』とか考へて放任すると取り返しのかねぬことになつて了ひます」³²⁾。

ただし「余りやかましく厳格に叱りつづける」ことはよくなく、しかし小さなことも取り返しのかねない事になりかねないので注意が必要だという、なんとも優等生的な提案ではあつた。

2 公教育からもれた台湾の子どもたち

・公教育のあり方

台湾では、宮木廣大・新竹州知事が「本島では人口に比して不就學の子供が多いので、これ等の子供を皆学校に入れさせて了つたら不良の数が減少するのではあるまいかと云ふ事も考へられますね」と述べているように、未就學者の不良化というのは切實な教育問題であつた³³⁾。

日本植民地下台湾における少年犯罪に関する研究

(表3) 浮浪者の教育程度

単位：名

教育程度	昭和13年末	昭和14年末	昭和15年末	昭和16年3月
中学中途	1	1	1	1
公 卒	64	58	31	27
公 在	13	10	4	4
公 中 途	42	37	55	60
漢 学	13	13	7	7
無 学	58	46	44	41

出典：『台湾司法保護』第75号、p. 16。

浮浪者の教育程度は、公学校卒業者も多いが、中退者、未就学者の多さも目立つ。戦前は中等学校は内地でも進学率が低いままであったことから、公学校卒業者は当時の台湾では十分に学力をつけていた者だと理解できる。しかし、貧困家庭に生まれると公学校に入学できない者、中退を迫られ自分の人生に活路を見出せない者も多かった。

次に示すのは、司法保護事業聯盟懸賞募集少年保護事業宣伝紙芝居に二等入選した「興亜の力」だが、成績優秀であっても家庭の貧困で進学を断念した本島人は、台湾社会を飛び出す以外、社会で一旗挙げるができなかったという文脈が浮かび上がる。

『『仰げば尊しわが師の恩』今日は感激深い卒業式である。陳木生、周連福、黄天賜、許文欽の四人は、此の公学校へ入学した時からの仲よしであった。中でも、優等生の陳木生は、頭脳もつ抜けてよく、周連福と共に喇叭手をして居たが、殊に水泳の選手で人気があつた。大きな米商の息子である許文欽は、中学校へ上るといふが、外の三人はあまり家庭が裕福でないので、周連福と黄天賜の二人は、何処かの店員になる積りだと云つて居た³⁴⁾。

「許文金は中学校へ行つて居たが、途中で父の死に遭ひ、学校を退いて、家業の米商を営み、今は青年団の副団長を勤めて居た。周連福も黄天賜も、立派な店員になつて、この青年団の団員であつた。水泳選手であつた彼（注：陳）は、事変勃発以来海蛇捕りの儲かる事を知つて南洋に渡り、好景気に棹さして、一時は大儲けをしたが、仕事が上手になるにつれて、悪友に誘はれては、酒を飲んだり、賭博をしたり、悪い遊びを覚えて、今では体の健康も勝れず、遂に失職して帰郷して居たのだつた。悪に憑かれた陳木生は、容易に其の殻を脱ぎ切れず、とうとう密輸入をして二年間懲役の刑を受け、暗い獄舎に繋がれて居た³⁵⁾。

このような陳の生き方に対し、ほかの3人は地域社会で青年団員として貢献していた。なかでも許文欽、周連福は召集令状により戦地に赴くことになり、許は陳に家業を引き受けてもらい、勇躍出征して行く。

陳木生から戦場の許文欽への手紙には、次のようなことが書いてあつた。

『『興亜の力』此の言葉は、私の暗い心の中へあなたが投げて入れて下さつた、最初の光明でありました。以来私は、たとへ小さいな栗の一粒でも、きつと「興亜の力」でありたいと願ひ、又以前の私の様に、埋れた「興亜の力」を掘り出す事に、一生懸命努力して居ります。どうか後

事は御懸念なく、十分お国のためにお尽くしくください。では御自愛をお祈り致します、さよなら³⁶⁾。

「二人は感激の涙に眼を曇らせながら、許文欽『ナア周君！！人の性は善だといった。また悪に強いものは、善にも強いといったが、全く陳木生君の事だつた。ほんとに埋れてみた「興亜の力」であつた。』周連福『いや許通訳殿！！陳木生君を更生させたのは、あなたの偉大な人格であります。真剣なあなたの誠意であります。あなたこそ、より大きな「興亜の力」であります。』二人共いつの間にか、軍隊式な口調に変つていた³⁷⁾。

この紙芝居からは、地域社会が一丸となって若者を戦争に駆り立てている状況が明らかである。

・学校と不良少年

このような状況の中、学校教育はどのように少年犯罪防止に有効であつただろうか。

新竹地方法院検察官・中島大智は、「学校でも家庭とよく連絡をとることが必要ですね。大体思春期の頃になって不良化する者はその期に於ける偶発的なものではなく、仔細に注意してみると、既に餓鬼大将の時分からその芽生へがある様に思われますね。ですからその餓鬼大将の時分からよく注意して、充分保護対策を講ずる必要があります」と述べている³⁸⁾。

石橋慧空は、「少年は、第二の国民である」と述べ、当時の少年犯罪の原因を生理的、心理的、環境面から述べている。そのなかで学校教育は個性に照らした教育を行う場所ではないので、学校教育と家庭教育との連携が必要だと論じている。

「親も子供を立派に育てあげん爲に、相當の頭脳を持ち母性愛或は最善の努力に依つてつとめてはゐるが学校教育に委ねすぎてゐるのではないだらうか、学校は集團的に教育して、個性に則した教育は甚だ困難であり、又無理である、故に母性愛、学校教育、家庭教育の協調に俟たねばならぬと思ひます³⁹⁾。

国民学校では不良少年に対する調査を行っていないが、問題を起こした少年の家庭を訪問すると、家庭の環境、教育のまずさが目立ったという。

竹園国民学校長は、「学校側の徹底した調査のないことも、欠点ではありますが、家庭教育にも、非常な欠点があると思ひます。兒童が何か悪事を働いた家を尋ねると、子供をかばふ風習があります、非常な困難を感じ家庭教育に期待も出来兼ねます」と述べている⁴⁰⁾。

当時、警察、学校、その他関係機関との連携は少なく、新竹警察署司法主任・川野覚は「私共の手にまわつて来る者は不良の程度が相当悪化した者許りであります。学校でも其の他の方面でも本人將來の爲めにと云ふので凡てを内済にしてゐられるので、『此の子は手におへないから何とかして呉れ』と事前に相談を受けた事は滅多にありません。もう少し事前に關係筋で相談し合つて対策を講ずると云ふ横の連絡が必要であることを痛感して居ります。官公衛や銀行會社等の給仕に不良が多いのですが、之も殆ど内済にして置いて、本人を辭職させて了はれる様ですが、その結果本人が改心すればよいが却つてもつと大きい事を仕出かす場合が多いのであります。斯

る者があった場合は事前に警察の方には是非知らせて欲しいと思ひます。つまり横の連絡をとって貰ひ度いのであります。司法保護委員も居られるのですが、それとの連絡も殆どない模様である事は遺憾に思ひます」と述べている⁴¹⁾。しかし総督府の縦割り行政では、横の連携を保障する行政のシステムがなく、関係者同士の自発的な改革は難しかったといえる。

学校で少年が不良化する過程については、「友達は良く知ってゐまして、そう云ふ子とは皆が交際し様としない様ですね」と述べている。学校に不良少年の居場所はなかったのである⁴⁴⁾。しかし不良化した友人に対して、また不良化した子どもに対して個人的・排他主義的であつてはならないとの新竹少年刑務所長・牟田万次郎の意見もあつた。

「最近私が考へることですが—こんな事を云ふと少し不心得な考であると非難を受けるかも知れませんが—世の親達は自分の子供に對しては全愛を捧げて、吾が子の良くなる様にと護り育てる行くのであります。そしてその結果少しでも悪い子が居りましたら、夫れとは絶対に交はつてはいけないと小さい時から教へ付けて居ります。現下の時勢から考へてみますとこれでは少し個人主義的排他的であり過ぎはしないでせうか、吾が子への不良性の感化を防止すると云ふことは勿論絶対必要であります、然しあの子は悪い子だから絶対交はつてはいけないと、排斥ばかりしないで他人の悪い子をも、国の實として、好意を以て何とか互に力を併せて善導して行くと云ふ風に世の親達の心構へを変へて行く必要はないものかと思つて居ります。昨年有馬伯は新体制の發足に當り其の誓の言葉の中に『旧に泥まず、各の持場にとらはれず』と云ふ意味のことを言つて居られますが、少年保護事業の立場からも此の誓の言葉をよく味はつて、皆が各の立場にとらはれないで、横の連絡を充分密にして適当な技巧が講じられたならば、少年の不良化防止上非常に結果がもたらされるのではないかと思ひます⁴²⁾。

・家庭教育と学校教育

学校に入ると家庭教育がおろそかになる傾向について、中島は「家庭で本人に暇や隙を興へる様になります。どの隙のあるのがどうもいけませんね。勉強でなく、運動をさせるとか、家庭の仕事を手傳はせるとか、又時には健全なる娛樂を老へる様にしく兎に角無駄な暇を興へない様にすることがよいことと思ひます」と述べている⁴³⁾。

寶國民学校長は、不良化は家庭が原因であり、学校は不良少年にほとんど関与しないという世間の了解があるため、「不良少年の善導と言ふことは一朝一夕で出来る事ではありません。温情主義も洵に結構ですが、どうしてもかなはないものは、先程も話もありましたが、州別に感化院の如きものを設置して、地方長官の命にて入所せしめ、精神的訓練をなさしめる様せねばならぬと思ひます。そしてなほる迄十年でも十五年でも強制処分をせねば駄目だと思ひます」というように、健康な少年は学校で集団教育、不良少年は感化院で矯正教育と言うように分けて考へていた⁴⁵⁾。

・家庭の不和

不良化の第一歩として就学しなくなることがある。その背景には、家庭の不和が挙げられている。

「例えば、母は炊事婦等してやつと生活し、常に家を室け勝ちである爲め、其の子は主として祖母が世話して居たのです、然し母を恋しがって時々は母の雇はれ先に泊りに行つて居りました。斯くて四年生頃から兎角學校も欠席勝ちとなり、其の上授業料も滞納勝ちとなりました。それで學校では同情して授業料免除の手続を執つたのですが、父に財産があると云ふ理由で許可されず、あれやこれやする裡に逐々本当に學校が嫌になって了つて、五年生になってから無断休校が続き、そして祖母の許にも歸らないで藁小屋の中や空きバスの中に寝る様な日も続きました。學校としては家庭と連絡を執り對策を講じようとしたのですが、何分にも家庭が三分して居りますので要領を得ず、派出所とも連絡を執つたが巧くゆかないで、今でも非常に困つてゐる状態です、元來頭の良い子なんです、どうも悪くて困つて居ます。これは最もひどい例なんです、父母の間に好ましからざる事情が伏在してゐる子は大てい不良化しますね」⁴⁶⁾。

当時台湾でも内地同様、夫の不義は認められても妻は貫通罪に問われるなど、同一の行為に対して明らかに法的な差別が存在した。当時の社会通念から、夫は家庭を顧みないでも社会的に責められることは少なかった。しかし、再婚は少年の家庭内の地位を大きく変え、養父母による先妻の子どもへのいじめも多かった。

「第一の場合は家庭の不和、欠陥に因るものであります。父は臺北の某役所に勤めてゐたのですが、先妻が一人の子を遺して死んだので後妻を貰ひました。すると其の子と後妻の子と仲が悪く、其の結果遂に先妻の子は家出し夜は臺北駅等に寝て昼は浮浪し、家に歸つて来ないのです。父は知人に頼んで家に連れ歸らうとしたのですがどうしても歸らうとしません。こんな子の將來は本当に危険であると思ひます。さらには、保護者の子育てに対する関心の薄さも挙げられている。「父が大變な酒飲みで一向子供の面倒をみてやりません。そこで母は一人で氣をもんで何とかして良い子に育ててやらうと時々は授業等も參觀に行つて一生懸命でした。其の子は元來頭の良い子で、授業時間中でも先生が何を尋ねても滅多に手の挙がらない子でした。或る日丁度母が參觀に来て居る際、珍らしくも手を挙げて先生の質問に答へたのです。先生は激勵の意味で非常にその子を褒めました。それでその子も母もすっかり喜んで、其の晩母はその喜びを父に傳へたのです。すると父は「何！こんな子に何が出来るものか」と云つて一笑に附して了ひました。それからと云ふものは此の子はすっかり悪くなつて了ひました」⁴⁷⁾。

親の虚栄心によるものもある。「或る子が六年、高一、高二、と三度中等學校の入學試験を受けたのですがどうしても通らず、逐々某私立中学を受けました。その夜同じ地方の受験生と一緒に汽車で歸つて来たのですが、他の子供達の親は試験の結果や安否を氣遣つて皆駅迄迎へに行きました。然し其の子の親は迎へに行つてゐなかつたので、濁りしょんぼりと隠れる様にして歸つて行きました。その親は『どうせ成績の悪い子だから』と体裁を憚つたものらしいのですが、親

が見榮に捉はれて愛情を披瀝して迎へなかつたためにその子はその後悪くなって行つたのであります」⁴⁸⁾。

このような家庭内の問題のほか、学校においても学歴偏重主義がはこびっており、それが学校における精神面の指導がおろそかになる要因だという指摘もある。

「どうも従来一般に中等学校への入學率の多い学校を良い学校と云ふ風に見てゐる傾向が強く、従つて智識の方にのみ走り過ぎてゐる傾きがある様に思はれます。もつと精神方面に重点を置く必要を痛感して居ます。児童は受験準備に必要な事は覺えて、さうでない事は餘り覺え様としないのではないでせうか。國民学校になつてから、將來は精神方面に重きを置く様にしたならば、ずっと不良化の防止をなし得るのではないかと思ひますね」⁴⁹⁾。

一方で、「精神方面に重きを置く」ような論調に、雑誌編集者は巻末に次のような小文を記している。

「婦人の方の変りものとして美しからぬオールドミスの典型的國民学校の先生がある。その先生が或る時お習字の先生から、小学校や公学校が今度國民学校といふ名に変へられましたが、今迄と何処が違つて来るのですかと訊かれて返事に窮し、顔を赤らめ、もじもじしてゐたが、僕は其の時、恐らくこの先生以外の先生の中にも、同様に答へられない先生方が案外少なくないのではあるまいかと思つた」⁵⁰⁾。

このほか学校の問題点として、新竹市教育課長・輿水武が「精神指導上の難点となるものは學級人員の非常に多い事です。現在の様に一學級八十名内外にも上つてゐては、どうしても一人一人の適切なる精神指導が不能です。來るべき義務教育制となつてからは其の点に遺憾のない様に六十人以下とし度いものと思ひます」と指摘するように、多人数一斉教育にもあつた⁵¹⁾。

このような学校の状況では、警察が不良化した少年に対応した。保護者としても子どもが学校から見放された以上、生活のために働く稼ぎ手として仕込む以外になかつた。

「新富町の者で父は山で炭焼をし、家庭では母は盲でしたので、八十歳になる祖母がよく本人の面倒を見、何から何迄親代りに世話してやつてゐたのです、が盲ら滅法その子を甘やかし自由を與へ過ぎたので、五年生時分から時々家に歸らず外泊〔級友の家に〕し勝ちとなり、學校では級友の辨当を盗み食ひしたり等して段々悪くなり、逐には学用品其の他をちよいちよい盗む様になりました。そこで學校では祖母の方と連絡をとり對策を講じたのですがどうしても直らないので父を呼び出しその事を話したら、父はさつさと炭焼の山へ連れて行つて了ひました。家庭の事情で不良化し初めたら仲々教員丈の手には負へません、で此の子の場合は警察にも事情を打明けて御援助を乞ふた次第であります」⁵²⁾。

3 家庭と母親

・母親の負担

少年が非行に走る要因として、当時の官僚、関係者の多くは家庭の問題を挙げていた。特に「戦争の激化」—「男性が兵士として出征」—「女性・少年の職場進出」—「十分に教育・愛情を受けられない少年の不良化」という図式が提示され、それゆえに母親の教育力の向上が求められた。特に、日本人女性は、子女の教育のため尽力する優秀さで、母性愛を知らないまま環境・教育に恵まれず不良化する少年を救済すべきだという論が展開された。学校の教育問題だという視点はほとんどない。戦争が激しくなると、内地から関係団体の女性が、女性の社会貢献について講演をするなど、少年保護活動における女性の位置づけが高まる。

堀田繁勝（昭和18年に高等法院上告部判官）は、「少年保護記念日は即ち母親に対する感謝の日でなければならぬ。そして母親の慈愛又は正しき母親の慈愛を欠いて居る少年に対する適当な方策を改めて検討する日である。其の経済的負担迄も母親の織手に委ねて顧みないことは国策として重大な欠陥があることである。私は理想として子女の養育、教育の物質的負担は国家が負ふべきものと信ずるのであるが、差当つては資力の乏しい親に養育費の最小限度を保証すべきものと思ふ。今月より支給せらるる家族手当は金額は暫く措き、国家の厚生政策として誠に慶賀に堪へざるものがあるが、之は官公吏若くは国策に順応する会社の勤人にのみ恩沢の及ぶものであつて、それ以外の国民の大多数を占める部分に及ばないのである。殊に国軍の中樞を為すべき農村子弟の養育に障害を及ぼすことを思へば之程焦眉の施策はないのである。財源は国民負担の公平から見ていくらでも考へられるのではあるまいか。若し早急に運ばぬとすれば不満足であらうが常会、隣組或は団体での自治的施策に待つて至急奉公の実を挙げべきものと思ふのである」というように、「母の慈愛」という言葉が尊重されてはいたものの、一部の識者の間では、母親だけに教育を任せることの問題が指摘され、教育は国家の責任だという論もあった⁵³⁾。これは「子は家の宝であるばかりでなく国の宝」だという当時の考えに合致したものだが、同時に厳しい生活の中で子どもの教育を十分に行えない家庭の多さを反映した意見でもあった。

・家庭の教育力

法務局長中村八十一は、「戦争は犯罪を生む」背景として、父兄の出征、母姉の社会進出による家庭における指導監督の欠陥、飲食産業への少年労働者の著しい就職、身分不相応の収入を挙げた⁵⁴⁾。中村は、法務局行刑課長堀田繁勝と同様、少年保護は少数の保護機関のみの活動では万全を期すことはできないため、決戦体制に即応する積極的な国民社会の全面的協力が必要であり、父母兄弟が真実愛の発露により保護監督することが第一と述べている。

「家庭と国家の関係は、『日本の家庭は国家の縮図』『興亜日本に子は寶』『聖業達成の重責を双肩に荷う國の寶』であった。既に不良化しつつある少年と判つたら直ちに夫々の機関に協力を求めて正しく教護することを怠つてはならぬと共に社会一般も亦国民総進軍の時局を刻銘して、少年の保護に全的支援協力を期待したい。そして更に一步進めて要保護少年になる前にもつと親は子の教養に関心を持つべきである。母は、親は、家庭は単に面目の上から要保護少年の問題を

考慮する事なしに真剣に子を家の子として皇国の子として生活せしめ教養すべきである」⁵⁵⁾。

また、高等法院検察官長・古山春司郎も、「國家は個人と異なり他國より養子を貰つてその存續を計ることは出来ないものであり左様な次第で子は家の寶であるばかりではなく全く國の寶であります」「子供の教養訓練に最大の努力を拂ふことが銃後國民の最も貴重なる愛國的任務の一であることを忘れてはならぬのであります」と述べ、家庭の教育力向上は銃後の國民の義務であるという論調であった⁵⁶⁾。

台北地方法院検察官長・伊藤兼吉は、「廣大なる東亜の共栄圏確立の為に、我國がその指導的役割を果す為には、何うしても人的資源を確保培養し、強力なる中堅層を数多く養成することが最も急務なりと信ずるものであります」として、そのために必要なのは「少年愛護の方途として考えられるのは母性愛」だと述べ、「少年航空兵が生死の関頭に立ってまずまぶたに映るのは産土の社に祈る母の姿であるとは新聞紙の報ずるところであります。わが国における家庭生活は欧米自由主義国における夫婦享樂を中心とするものではなく子女の育成向上で家庭の和樂興味の中心となすものなることは誠に意を強うするところではありますが、少年に対する感化力の大なるだけそれだけ世の母たるものは大にこの際自覚せざるべからずと思ふのであります」と教育における母親の重要性を強調している⁵⁷⁾。

しかし戦時下社会構造の変化に伴い女性が社会進出せざるを得ず、その中で「母」の役割を担うべき女性が家庭に不在となったことも指摘されている。

「今日の社会機構は家庭職業を奪つて次第次第に工場へ集めてしまつた。従つて一家の主婦が街頭へ街頭へと出て行かねばならぬ状態である。彼らには嘗つて吾々の味はつた慈母、慈姉の愛が如何様に味ははれてあるであらうか。世の中が忙しくなるにつれて、父親はまたその子供にかまつて居られなくなつた。多くの労働者は、その子が寝て後に帰り、子供より先きに起きて出る。中には一家の柱石たるべきものが、終日怠け通し、酒色に耽つて、貧困に親を泣かせ、妻子を飢餓に苦しめてゐるものがある。怒りと憤りに荒れ狂つてその子を虐げその妻を殴り、常に風波の絶えない家もある。中には家庭は円満、生計に不自由は無く、両親に教養もあり子弟の教育には意を用ゐてゐるが、厳格にその身を持するのあまり、子弟の教育も自ら厳格となつて、些細のことでも一步も仮借せず、秋下烈日の態度に出づるものがある。中には裕福な富にまかせて、蝶よ花よと育て、雨にもあてず、風にも曝さず、阿諛便佞の女中家僕に教育を委せて氣随氣儘に振舞はせ、確乎たる指導はやらぬものもある。かく考へると、人間の悪化には恵まれざる素質よりも、不良の環境よりも外になほ条件が加はつてゐるやうに思ふ」⁵⁸⁾。

東京より招聘され、各地で女性の社会的貢献について論じた司法省嘱託松平俊子は、「お役所と民間の者達が皆んな協力をして、致さなければ僅かの数で御座いません、大きな数で御座いますから、お役所だけでは其の仕事は出来ないのであります、民間の特志家の協力がなければ出来ません」と、少年保護は女性に適した仕事であり、家庭を治めることが女性の仕事ではあるがそ

れだけでは時勢柄治まらなくなっていると述べている⁵⁹⁾。

「特に少年を保護せよといふ御聖旨の法律で御座いますから之は最も婦人に適した御仕事だらうと思ひます、明治の御代から婦人は唯だ家庭にのみ家庭を持ち、自分達の子弟を教育して居るといふだけでは責任が止められなくなつて参つて居ります、夫はお互様に無論婦人の転職は家庭を治むるといふ事で御座います、此の婦人が家庭を治むるといふ問題は建国以来今日迄、又将来迄必ず変るものではないと思ひます、世の中が進まない時分には、生活は単純で御座いました。だから婦人はそんなに家庭外の事に迄眼を放たないでも家庭の中に於て婦徳を積み、さうして子弟の教育をして行くといふ事だけで済んで居りました、私共の若い頃は、矢張り御婦人は一年の中に外出するのは、一度か二度さうして外出する時には舅、姑の御許しを得てお里の親御さんのご機嫌を伺ひに行くやうなことが、お嫁さん時代にあつた、其の位しか許されないといふ事でありましたが、段々生活が複雑になり国民の手が一人で二つにも三つにも働いてご奉公しなければならぬ時代になり、其処で婦人が唯だ家庭の中だけに坐つて居られないといふ事になつたのであります、で之は国家が段々大きくなり、国家が広くなり、国民が働く場面が広くなり国民は同時に忙しくなります、さうして手が沢山入りますから婦人は家庭を治めといふ天職を果した其の上に、時間と必要との余裕を作りまして、又精神力の余裕を作りまして、国家の為に何事か御務めをしなければならぬ世の中になりましたから婦人も非常に忙しくなり、又非常に苦勞が多くなつた」⁶⁰⁾。

「お母さん方の立場にある婦人と致しましては、少年の保護といふ事に関心を深くしてお互に強力をして善い社会を作る、子供の為に善い生育の機関を作つて行ふと努力をするのが責任じゃないかと思ひます、さういふ事は指導階級の方でご希望になるから特志の方は是非申出になつた方が宜いと思ひます、さういふやうな少年が出た場合は、少年保護司で取扱ひます、又犯罪防止といふ事が云はれて居る、今警察辺りにしましても防犯課といふのが御座いまして、斯ういふ事を未然に未発に悪をださないやうに未然に防ぐといふ事に力を注がれて居る、之が社会政策と致しまして最も大切な事であり、病気をするお薬を飲まずといふ事よりも、病気になるやうに身体を鍛へるといふ事が大切である、抵抗力を作るといふ事が大切であります、又精神もさうであります、学校で教育勅語の御聖旨によつて鍛へます精神で御座います、日本国民としましては国民道徳人道といふものを知らないものはない筈で御座います、夫がどういふ訳か忘れる事がある、之は社会の悪、身体で申せば気候が悪いとか、食ひ過ぎるとか色々の問題があると思ひます、心にも矢張り気候が悪いと同じやうな社会悪、家庭に於ける色々の欠陥、さういふやうなお友達が悪い為とか色々原因が御座います」⁶¹⁾。

松平俊子は、女性が社会進出するのは国家の要請であり、「此の世の中のどんな物でも国家の拝借物だ、皇室から拝借して居る物だ、さういふ心持ちを以て有難く頂戴をしてお運びをする、又頂く物はお流れを頂戴する、さういふ心持ちで頂かなければならぬ、之はお茶の作法とお客

様になる作法、お茶の作法だけれども夫は日常の心掛けになる、全く日本の家庭の教育法は能く出来て居る、自分の身を捧げ自分の身は粉にしてでも家の皆を良くしていく、又人様を美しくして行くといふ犠牲の心持ち」で、婦人は自発的ではなく時局をわきまえ身を粉にして要請にこたえるべきだと述べた⁶²⁾。

4 精神論と少年犯罪防止

台北教護聯盟主事・東八郎は、他の帝国主義諸国の植民地支配に比べて台湾支配は穏健で文化的で当地の産業発展にも寄与していると述べ、それはまさしく国恩、一視同仁の御聖旨によるものだと述べている。

「我々台湾に居るものは寔に天恩の宏代なるを感謝しなければならぬ。欧米各国が如何に其の植民地を遇して居るかを思へば判るのであります、印度が百年以上英吉利の手に在つて今どう云ふ状態にあるか、又印度支那は仏蘭西領になつてどう云ふ状態にあるか、或は蘭領印度は今どう云ふ状態にあるか、彼の地を搾取し、土人の生活程度を如何に貧しくし、如何にして金を儲けせしめぬやうにし、如何にして彼等の知識を授けないやうにするかと云ふことにのみ努力して居る、それに反して我が日本の一地域である此の台湾は、如何にして教育を普及するか、如何にして人民の富を殖やすか、如何にして米、砂糖を殖やし、人口を殖やして行くかと云ふことに努めて居る、少し伝染病があれば予防注射を受けないものを罰してまでも人口の増加に努めて居る、此の有難き台湾に住む処のお互は、此の国恩、一視同仁の御聖旨に感謝感激して奉公の道を尽くさなければならぬと考へるのであります」⁶³⁾。

多くの日本人官僚が、元来の日本固有の精神の尊重によって、他の植民地とは異なり如何に台湾では優れた統治が行われているのかを説いた。また幼時より家庭で信仰心を培うべきで、神社参拝が学校・家庭で行われることで不良化防止につながると考へている者も多かった。日本精神の強調が少年犯罪防止に有効な対策であった。

もっとも本島人の思想統一のため神社参拝は重要な儀式ではあつたが、このように不良化防止を考へる背景は次のような憲兵隊長の言葉からも察せられる。

「然し本島の人の中で神社の前を通過する時拜礼する人は極めて少いのであります。どうか此方面の反省及び指導を希望するのであります、忠君愛国の思想、之を私は銃後に於ける第一要件として考へて居るのであります。司法保護事業は人的資源獲得を一の要素として居ります。年々台湾に於て犯罪を犯すものが四万数千人に及んで居るのであります、此の人々が罪より離れて台湾の労力の不足を補つて行つたならば如何に有効であらうかと思ふのであります、又五、一五事件、或は二、二六事件は私は憲兵として間接にいろいろ知つて居りますが、之等の関係者の中其の刑を終り或は釈放されたるものに就て見ますのに大部分は立派に行動をして居ります。例へば戦争に行きまして極めて勇敢な、例へば上海附近に最初上陸の時に、あの揚子江口は急流であつ

て、上は濁つて居つて下の深さも判らない魔の海である、それに先づ第一に船から飛降りて深さを見たのはこれ等の人々が多かった、其の他戦闘でも常に第一に立つて心で行つた人が多いのであります。之等の事件は元来愛国から発したる事件でありますことを考へまして、如何に愛国思想と云ふことが必要であるかと云ふことが判る、又一般軍人軍属にして誤つて破廉恥罪を犯したるものでも其後いろいろ立派な成績を挙げて居るものが少なくないのであります。導くものも導かれるものも相共に苦しみ相共に楽しむ心を持つて行つたんならば必ずやさう云ふ結果になると存するのであります」⁶⁴⁾。

罪を犯した者が戦場で第一線に立ち、貢献したとの紹介は、序列意識の高い軍隊で最下層に位置づけられたこととも理解できる。

・日本精神

新竹少年刑務所長・牟田万次郎が述べるように、日本精神は、「決して独逸や伊太利等の全体主義国家群を模倣するものではなく、我国体に則し真の日本精神を更生せしめんが為めの運動で、欧米思想の一部を持入れ之を消化して日本精神の栄養たらしむる外断じて之を鵜呑みにし食傷せしめてはならぬものであった。故に此際固有の日本精神を災せしめた唯物的自由主義、又個人主義的外来思想に充分なる検討を加へ清算して皇室中心主義の大義に則り、一億一心万民扶翼の大精神を發揚することが、即ち新体制の基礎観念であり、近時唱へられつつある公益優先の語は新しくとも、元来日本精神の中樞をなすものは此公益優先の思想であつたのが何時の間にか外来思想に災せられ、蝕まれて居たに過ぎない、即ち明治以来我国は西欧文明を吸収して驚くべき発展を遂げたのであるが、その反面それにより幾多の弊害も醸成せられたのであり、今にして昭和維新の実を挙ぐるに非ざれば内部的に見ても感心すべき多くのものを蔵して居るのである」⁶⁵⁾。

「従来の保護思想は多分に外来的であり。個人主義的でその指導精神を見ても公益優先的思想は殆ど含まれて居らなかつたのが、支那事変勃発以来日を経るに随ひ人的資源の不足となり、保護対象者を善導して国家総力戦に参加せしむることは此際保護事業関係者に課せられた責務であると言ふ様なことが言はれ出してから、幾分でも保護思想の上にそれが芽生えたことを慶んだ次第であるが、然し現在に於てもその多くは被保護者の為めにと言ふ思想の下にそれがなされて居るのであつて、言換へると彼等を社会の敗残者であり、弱者であると言ふ見地から、彼等を憐み愛と同情を寄することが、所謂保護の総てであるかの如く考へられて居るが、然しそれ丈では彼等を救ひ、進んで国家有用のものにまでなすことは困難ではあるまいか。皇民化とは真の日本精神の注入と、その培養以外にはない随つて台湾に於ける保護の精神は、保護事業を通じて顕現せらるべき、日本精神であらねばならぬ、換言すると保護を通じて大政を翼賛し奉ることであり被保護者に対しては滅私奉公、公益優先の指導をなすことである、勿論指導の手段は複雑多岐であつてもその根本精神をなすものはこれ以外に何ものをも存在してはならぬと思ふのである」⁶⁶⁾。

新竹地方法院検察官・中島大智は、「近頃學校ではよく神宮遥拝や神社参拝をさせられてゐま

すが、これは少年の不良化防止の立場からも誠に結構な事と思ひます。然し學校丈でなく、もつと小さい時から家庭で神佛に對する信仰心を養つて置く事が何より大切です。幼時から神棚や祖先を祭る佛壇への禮拜の躰を養つて置くことが必要です。こんな事を言へば偶像崇拜と笑はれるかも知れませんが、偶像崇拜と云ふ訳ではなく、聖なるものに合掌を捧げるその一刹那の敬虔なる心持ちの連続が、惹いては少年を不良化から護ると云ふことになるのです」と述べている⁶⁷⁾。

この「聖なるものに合掌を捧げる」ことが、社会の貧困、家庭の貧困、買喰の習慣、思春期にある少年の心情を反映した少年の不良化防止対応策とは言いがたい。しかし、検察官である中島が「私の十数年の検察、検察官生活中、取調べの際先づ四大節は何日かと訊いても、正確に知つて居た者は殆どなかつたと云ふ有様です。それを正確に知つてゐる者であつたら殆ど犯罪に陥る心配はないと云つてもよいのです」と述べていることから、社会が要求する規範に忠実な者は犯罪に走りにくい側面があつた⁶⁸⁾。

・少年犯罪と戦争

戦争と犯罪については、新竹少年刑務所長・牟田の次の意見に代表される考えが当時の一般的な見解であつた。

「濁逸に於て第一次世界大戦の際少年犯罪が激増した原因として、(一) 少年は非常旧感受性に富み、従つて戦争が長びくと自然と精神に動揺を來たす。(二) 少年の教育、指導、監督機關の不足、(三) 戦時下には人の不足を來たすから少年がどんどん大人に代つて職場に進出し、指導監督が不充分であるから自惚心を起す、(四) 強度の労働に依つて、過労と榮養不良に陥り随つて一時の享樂に走ると云ふ様な事が挙げられてみた様ですが、臺灣では徴兵制度も敷かれて居らないから、此の四つの理由は必ずしも当らないだらうと思ひます。然し事変以来物資の不足や物價の騰貴が窃盜の原因となつて居ることは事實です。少年犯罪の八十五%迄が窃盜ですが、例へば事変初期の頃の窃盜罪をみますと、古鐵類の騰貴に依つて今迄全く捨てて顧みられなかつた古鐵類を盗つて売ると云つた性質のものが非常に多く、又働き先で辨当箱の中に釘を詰めて持つて歸つてこれを闇で売り、その金で遊興すると云ふ例もありました」⁶⁹⁾。

しかし戦争により少年犯罪が増加するというも、その統計処理にどこまで信頼が置けるのかという問題もある。つまり検挙率が高い都市は少年犯罪発生率は上昇する。この点、台北教護聯盟主事・東八郎は次のように述べている。

「非常時局の後には不良青少年が増加するといふ。事實その通りで内地では支那事変以来さうした傾向が見られるとの事である。わが台湾の現状はどうであるか。確かに増加してゐるといふ見方もある。或は減少してゐるといふ見方もある。事實は増してゐるが、警察方面の人的不足によつて、発見できず減少の統計を示してゐるといふ見方もある」⁷⁰⁾。

おわりに 一銃後の治安を保ち一人の落伍者も出さず一

日本精神、敬神思想を強調した総督府の官僚の中にも、実際の台湾人の生活の窮乏、十分に教育を受けられず丁稚奉公、花柳界に養女に出される子どもの存在に対する理解はあった。しかし、少年や親の性格・能力の問題や日本精神の欠如が少年の不良化の要因であると公言する者が多かった。

註

- 1) 「保護実話 町と職工 高雄 C. K. S.」台湾司法保護事業聯盟『台湾司法保護』第72号、昭和16年1月、p. 43。
- 2) 清水街司法保護会・保護主事・羅文福「保護手帳より」同上、p. 53。
- 3) 沙鹿街司法保護会保護主事・楊杰「実例四つを拾ふ」同上、p. 55。
- 4) 台湾司法保護事業聯盟『台湾司法保護』第76号、昭和16年5月、p. 8。
- 5) 同上、p. 28。
- 6) 同上。
- 7) 同上。
- 8) 同上、p. 41。
- 9) 同上、p. 29。
- 10) 同上、p. 38。
- 11) 同上、p. 41。
- 12) 同上、p. 36。
- 13) 同上、p. 4。
- 14) 同上、p. 25。
- 15) 同上、p. 40。
- 16) 同上、p. 26。
- 17) 同上、p. 7。
- 18) 同上、p. 2。
- 19) 台北北警察署防犯係・古賀貞次郎「少年不良犯罪者の視察取締に就して」台湾司法保護事業聯盟『台湾司法保護』第75号、昭和16年4月、p. 16。
- 20) 『台湾司法保護』第76号、p. 39。
- 21) 同上、p. 27。
- 22) 同上。
- 23) 『台湾司法保護』第75号pp. 8-9。
- 24) 同上、p. 9。
- 25) 同上、p. 10。
- 26) 『台湾司法保護』第76号、p. 19。
- 27) p. 20
- 28) 『台湾司法保護』第75号、p. 13。
- 29) 『台湾司法保護』第76号、p. 9。
- 30) 同上、p. 20。
- 31) 『台湾司法保護』第75号、p. 15。
- 32) 『台湾司法保護』第76号、p. 8。
- 33) 同上、p. 36。

日本植民地下台湾における少年犯罪に関する研究

- 34) 同上、p. 45。
- 35) 『台湾司法保護』第75号、pp. 46-47。
- 36) 同上、p. 53。
- 37) 同上、p. 54。
- 38) 『台湾司法保護』第76号、p. 43。
- 39) 同上、p. 26。
- 40) 同上、p. 27。
- 41) 同上、p. 36。
- 42) 同上、p. 42。
- 43) 同上、p. 43。
- 44) 同上、p. 35。
- 45) 同上、p. 29。
- 46) 同上、p. 34。
- 47) 同上、p. 34。
- 48) 同上、p. 35。
- 49) 同上、p. 35。
- 50) 「少年保護記念日行事への私感」台湾司法保護事業聯盟『台湾司法保護』第87号、昭和17年4月30日、p. 26。
- 51) 『台湾司法保護』第76号、p. 35。
- 52) 同上。
- 53) 『台湾司法保護』第87号、p. 3。
- 54) 同上、p. 4。
- 55) 同上、p. 6。
- 56) 同上、pp. 7-8。
- 57) 同上、p. 9。
- 58) 『台湾司法保護』第75号、pp. 11-13。
- 59) 司法省囑託松平俊子「日本の母と少年保護」台湾司法保護事業聯盟『台湾司法保護』第89号、昭和17年6月、p. 8。
- 60) 同上、p. 12。
- 61) 同上、p. 19。
- 62) 同上、p. 25。
- 63) 台北教護聯盟主事・東八郎「子女不良化の因由」『台湾司法保護』第75号、p. 11。
- 64) 日台北憲兵隊長・酒井周吉「時局に対する銃後の心構へ」台湾司法保護事業聯盟『台湾司法保護』第70号、昭和15年11月15日、pp. 10-11。
- 65) 同上、p. 15。
- 66) 同上、p. 16。
- 67) 『台湾司法保護』第76号、p. 38。
- 68) 同上、p. 39。
- 69) 同上、p. 41。
- 70) 台北教護聯盟主事・東八郎「子女不良化の因由」同上、p. 7。